

第1章 通則

○岐阜県市町村職員共済組合定款

昭和37年11月13日
定款第1号

変更

昭和38年4月10日公告第12号
昭和38年6月1日公告第15号
昭和38年10月15日公告第30号
昭和39年11月10日公告第45号
昭和39年11月23日公告第47号
昭和40年2月10日公告第51号
昭和40年6月1日公告第56号
昭和41年7月1日公告第82号
昭和41年12月1日公告第91号
昭和42年5月10日公告第100号
昭和42年7月1日公告第108号
昭和43年5月10日公告第125号
昭和44年3月1日公告第140号
昭和44年4月1日公告第144号
昭和45年4月1日公告第157号
昭和45年5月26日公告第163号
昭和45年7月9日公告第165号
昭和46年5月28日公告第181号
昭和47年3月30日公告第192号
昭和47年5月30日公告第196号
昭和47年12月28日公告第203号
昭和48年3月29日公告第214号
昭和48年7月1日公告第223号
昭和48年11月15日公告第224号
昭和49年7月18日公告第243号
昭和49年7月24日公告第244号
昭和49年12月28日公告第254号
昭和50年6月2日公告第266号
昭和51年3月31日公告第280号
昭和51年5月28日公告第285号
昭和51年10月13日公告第290号
昭和52年5月27日公告第301号
昭和52年5月31日公告第302号

昭和52年9月19日公告第305号
昭和53年4月8日公告第311号
昭和53年4月13日公告第312号
昭和53年5月10日公告第316号
昭和53年5月26日公告第317号
昭和53年7月14日公告第323号
昭和54年2月1日公告第329号
昭和54年5月31日公告第340号
昭和55年2月28日公告第354号
昭和55年8月20日公告第361号
昭和56年2月28日公告第370号
昭和56年5月30日公告第380号
昭和57年3月29日公告第391号
昭和57年3月29日公告第392号
昭和57年5月29日公告第399号
昭和57年7月19日公告第403号
昭和57年8月25日公告第405号
昭和58年3月28日公告第415号
昭和58年6月10日公告第424号
昭和59年3月31日公告第434号
昭和59年5月29日公告第442号
昭和59年7月25日公告第444号
昭和59年11月27日公告第449号
昭和60年3月30日公告第457号
昭和60年5月31日公告第463号
昭和61年2月27日公告第475号
昭和61年5月29日公告第481号
昭和62年4月1日公告第493号
昭和62年6月2日公告第497号
昭和63年3月1日公告第508号
昭和63年6月16日公告第516号
昭和63年11月29日公告第521号
昭和63年11月29日公告第522号

平成元年3月21日公告第534号
平成元年5月31日公告第537号
平成2年3月29日公告第549号
平成2年6月29日公告第559号
平成2年7月14日公告第560号
平成2年11月27日公告第565号
平成3年3月28日公告第573号
平成3年4月24日公告第577号
平成3年7月13日公告第585号
平成4年3月31日公告第593号
平成4年6月17日公告第599号
平成4年7月29日公告第600号
平成5年7月1日公告第615号
平成6年3月14日公告第619号
平成6年11月28日公告第641号
平成7年2月21日公告第648号
平成8年6月25日公告第667号
平成8年11月20日公告第675号
平成9年4月7日公告第687号
平成10年2月26日公告第705号
平成10年3月27日公告第704号
平成10年4月23日公告第706号
平成11年2月24日公告第725号
平成11年4月19日公告第724号
平成11年10月5日公告第731号
平成11年11月9日公告第732号
平成12年2月24日公告第736号
平成12年4月12日公告第738号
平成12年6月21日公告第746号
平成12年9月27日公告第752号
平成13年2月19日公告第762号
平成13年4月9日公告第763号
平成14年2月26日公告第773号

平成14年4月25日公告第779号
平成14年11月22日公告第806号
平成15年2月24日公告第791号
平成15年4月22日公告第797号
平成15年5月2日公告第802号
平成16年2月25日公告第815号
平成16年6月18日公告第824号
平成16年10月26日公告第827号
平成16年11月24日公告第835号
平成17年2月25日公告第845号
平成17年6月2日公告第849号
平成18年1月23日公告第852号
平成18年2月13日公告第859号
平成18年5月29日公告第861号
平成18年11月20日公告第869号
平成19年2月22日公告第873号

平成20年2月21日公告第886号
平成20年6月23日公告第892号
平成20年12月4日公告第899号
平成21年2月20日公告第906号
平成22年2月19日公告第921号
平成23年2月21日公告第943号
平成24年2月20日公告第957号
平成24年6月20日公告第964号
平成25年2月27日公告第974号
平成26年2月17日公告第990号
平成26年7月18日公告第992号
平成27年1月19日公告第998号
平成27年2月24日公告第1003号
平成27年9月29日公告第1011号
平成28年2月29日公告第1017号
平成28年5月31日公告第1019号

平成29年3月1日公告第1029号
平成29年4月6日公告第1031号
平成29年12月5日公告第1038号
平成30年2月28日公告第1046号
平成30年4月4日公告第1047号
平成30年4月4日公告第1048号
平成31年4月1日公告第1064号
令和2年3月6日公告第1073号
令和2年5月27日公告第1077号
令和3年4月2日公告第1090号
令和4年2月25日公告第1108号
令和4年9月30日公告第1112号
令和5年3月31日公告第1126号
令和6年4月1日公告第1144号

第1章 総則

(設立の根拠及び名称)

第1条 この組合は、地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号。以下「法」という。）に基づいて組織し、岐阜県市町村職員共済組合（以下「組合」という。）という。

（昭39公告45・一部変更）

(目的)

第2条 組合は、組合員及びその遺族の相互救助の事業を行い、もってこれらの者の生活の安定と福祉の向上に寄与するとともに、公務の能率的運営に資することを目的とする。

(事務所の所在地)

第3条 組合の事務所は、岐阜県岐阜市藪田南5丁目14番53号に置く。

（平6公告619・全部変更）

(所属所及び所属所長)

第4条 組合の所轄機関（以下「所属所」という。）は、岐阜県市町村職員共済組合運営規則（以下「運営規則」という。）で定めるところにより理事長が定める。

2 所属所に所属所長を置き、理事長が定める職にある者をもって充てる。

3 所属所長は、理事長の命を受け、所属所の事務を執行する。

(公告の方法)

第5条 組合の公告は、組合公報に掲載して行う。ただし、決算に関する事項にあつては、県公報に掲載して行う。

（平12公告746・一部変更）

第2章 組合会

(組合会の名称)

第6条 法第6条の規定に基づき組合に置く組合会は、岐阜県市町村職員共済組合組合会（以下「組合会」という。）という。

(議員の定数)

第7条 組合会の議員（以下「議員」という。）の定数は、20人とする。

(議員の任期)

第8条 議員の任期は、前任の議員の任期満了の日の翌日から起算する。ただし、任期満了による選挙が前任の議員の任期満了の日の翌日後に行われたときは、選挙の日から起算する。

(選挙区)

第9条 議員は、各選挙区において選挙する。

2 市町村長が選挙する議員の選挙区及びその選挙区において選挙する議員の数は、次のとおりとする。

選挙区		議員の数
第1区	大垣市、高山市、多治見市、関市、中津川市、	8人

	美濃市、瑞浪市、羽島市、恵那市、美濃加茂市、土岐市、各務原市、可児市、山県市、瑞穂市、飛騨市、本巣市、郡上市、下呂市、海津市及び岐阜市	
第2区	羽島郡、養老郡、不破郡、安八郡、揖斐郡、本巣郡、加茂郡、可児郡の区域内的の町村及び白川村	2人

3 市町村長以外の組合員が選挙する議員の選挙区及びその選挙区において選挙する議員の数は、次のとおりとする。

選挙区		議員の数
第1区	大垣市、高山市、多治見市、関市、中津川市、美濃市、瑞浪市、羽島市、恵那市、美濃加茂市、土岐市、各務原市、可児市、山県市、瑞穂市、飛騨市、本巣市、郡上市、下呂市、海津市及び岐阜市	8人
第2区	羽島郡、養老郡、不破郡、安八郡、揖斐郡、本巣郡、加茂郡、可児郡の区域内的の町村及び白川村	2人

4 地方自治法（昭和22年法律第67号）第284条の規定により設置された地方公共団体の職員、組合の職員、特定地方独立行政法人、職員引継一般地方独立行政法人、定款変更一般地方独立行政法人及び職員引継等合併一般地方独立行政法人の職員である組合員に係る前項の規定の適用については、それぞれの事務所の所在する市町村の選挙区に含まれるものとする。

5 第3項の規定の適用については、法第144条の2第1項の規定により組合員であるものとみなされた者は退職のときの市町村（組合、一部事務組合、広域連合、特定地方独立行政法人、職員引継一般地方独立行政法人、定款変更一般地方独立行政法人及び職員引継等合併一般地方独立行政法人を含む。以下同じ。）に所属する職員である組合員とみなす。

（昭38公告15・昭40公告56・昭49公告243・昭49公告244・昭57公告391・昭57公告392・昭58公告415・平16公告815・平16公告824・平16公告827・平17公告845・平18公告852・平19公告873・平27公告998・一部変更）

（選挙長）

第10条 各選挙ごとに選挙長を置く。

2 選挙長は、理事長が委嘱する。

3 選挙長は、当該選挙に関する事務をつかさどる。

（選挙の期日等の公告）

第11条 理事長は、選挙の日時及び場所を少なくとも選挙の期日前7日までに公告しなければならない。

(市町村長が選挙する議員の選挙)

第12条 市町村長が選挙する議員の選挙は、市町村長の互選によって行う。

(市町村長以外の組合員が選挙する議員の選挙)

第13条 市町村長以外の組合員が選挙する議員の選挙は、代議員の互選によって行う。

2 市町村長以外の組合員は、その所属する市町村ごとに、第11条に規定する公告のあった日から選挙の期日前3日までに、市町村長以外の組合員200人ごとに1人(市町村長以外の組合員の数が200人に満たない市町村にあっては1人)の代議員を互選しなければならない。この場合においては、第9条第5項の規定を準用する。

3 前項の規定により代議員が互選されたときは、市町村長以外の組合員の代表者は、その氏名を当該市町村の属する選挙区の選挙長に届け出なければならない。

4 第2項の規定により、互選すべき代議員の数の基準となるべき市町村長以外の組合員の数は、第11条に規定する公告のあった日における当該市町村の市町村長以外の組合員の数によるものとする。

5 市町村長以外の組合員の代表者は、前項の市町村長以外の組合員の数及び代議員の数を選挙の期日前4日までに、当該市町村の属する選挙区の選挙長に届け出なければならない。

(昭40公告56・昭49公告243・令4公告1108・一部変更)

(選挙の方法)

第14条 前2条に規定する選挙は、投票によって行う。ただし、第12条の規定による互選にあっては市町村長、前条第1項の規定による互選にあっては代議員、同条第2項の規定による互選にあっては、市町村長以外の組合員(次条第3項においてこれらの者を「有権者」という。)の過半数の者に異議がないときは、指名推せんの方法によることができる。

(当選人)

第15条 投票によって選挙を行う場合にあっては、各選挙において有効投票の最多数を得た者をもって当選人とする。ただし、各選挙区において選挙すべき議員の定数をもって有効投票の総数を除して得た数の4分の1以上の得票がなければならない。

2 前項の規定により、当選人を定めるに当たり得票数が同じであるときは、選挙長がくじで定める。

3 指名推せんによって選挙を行う場合においては、選挙の場所に集まった有権者の過半数の者に異議がないときは、被指名人をもって当選人とする。

(当選人の報告等)

第16条 当選人が決定したときは、選挙長は、直ちに当選人の氏名及び所属市町村名を理事長に報告しなければならない。

2 前項の報告があったときは、理事長は、直ちに当選人にその旨を告知し、当選人の氏名及び所属市町村名を公告しなければならない。

(任期満了による選挙)

第17条 議員の任期満了による選挙は、議員の任期満了の日前30日以内に行う。ただし、

災害その他特別の事情がある場合においては、議員の任期満了の日後10日以内に行うことができる。

(平24公告957・一部変更)

(再選挙)

第18条 当選人がないとき、又は当選人がその選挙における議員の定数に達しないときは、当該選挙の日から20日以内に再選挙を行う。

(補欠選挙及び繰上補充)

第19条 議員に欠員を生じたときは、欠員を生じた日から50日以内に補欠選挙を行う。ただし、第15条第1項ただし書の規定による得票者で当選人とならなかったものがあるときは、それらのもののうちから最多数の得票を得た者を当選人と定めなければならない。

(平16公告827・一部変更)

(選挙の実施に関し必要な事項)

第20条 この定款に規定するものを除くほか、議員の選挙の実施に関し必要な細目は理事長が定める。

(代理による表決)

第21条 議員は、病気その他やむを得ない理由により、組合会に出席することができないときは、市町村長である議員にあつては市町村長である他の議員を、市町村長以外の組合員である議員にあつては市町村長以外の組合員である他の議員をそれぞれ代理人として議決権又は選挙権を行うことができる。

2 前項に規定する代理人である議員は、その旨を証する書面を組合会の開会前に議長に提出しなければならない。

(会議規則)

第22条 組合会は、会議規則を設けなければならない。

(会議録)

第23条 会議録には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

- (1) 開会の日時及び場所（当該場所に存しない議員が組合会に出席した場合における当該出席の方法を含む。）
- (2) 議員の定数
- (3) 出席議員の氏名並びに出席議員のうち議決権又は選挙権の委任をした議員の氏名及び委任を受けた議員の氏名
- (4) 議事の要領
- (5) 議決した事項及び賛否の数

(令3公告1090・一部変更)

(組合会の傍聴)

第24条 組合員は、組合会の会議を傍聴することができる。ただし、組合会において傍聴を禁止する旨の議決があつたときは、この限りでない。

(議員の旅費)

第25条 議員は、その職務を行うために要する旅費の支給を組合から受けることができる。

2 前項の旅費の額及び支給方法は、組合会の議決を経て理事長が定める。

第3章 役員及び職員

(理事の定数)

第26条 理事の定数は、6人とする。

(役員任期)

第27条 役員任期は、選挙の日（次条第2項の規定による選挙が行われたときは、第17条本文の規定により選挙された議員の任期の初日）から起算する。

(平24公告957・一部変更)

(役員選挙)

第28条 理事の任期満了（議員の任期満了のため法第14条第2項の規定により理事の職を失う場合を含む。以下この項から第3項までにおいて同じ。）による選挙は、第17条本文の規定による選挙の日以後前任の理事の任期満了の日の翌日から10日以内に行う。

2 前項の規定による理事の選挙が前任の理事の任期満了の日までに行われた場合は、第17条本文の規定による選挙の当選人により理事の選挙を行うことができる。この場合において、当該理事の選挙の効力は、同条本文の規定により選挙された議員の任期の初日に生じるものとする。

3 第1項の規定にかかわらず、理事の選挙は、災害その他やむを得ない事由のため前任の理事の任期満了の日の翌日から10日以内に行うことができないときはその事由がやんだ日から、議員の任期満了による選挙が前任の理事の任期満了の日の翌日後に行われたときは当該選挙の日から、それぞれ10日以内に行うことができる。

4 理事に欠員が生じたときは、速やかに補欠選挙を行わなければならない。

5 第1項、第3項及び前項の選挙の期日及び場所は、理事長が定める。

6 第1項及び第3項の規定による選挙により理事の当選人が決定したときは、直ちに理事長の選挙を行わなければならない。ただし、第2項の規定による理事の選挙が行われた場合は、当該理事の選挙により選挙された者により理事長の選挙を行うことができる。

7 前項ただし書の規定による理事長の選挙の効力は、第17条本文の規定により選挙された議員の任期の初日に生じるものとする。

8 監事の任期満了（議員の任期満了のため法第14条第2項の規定により監事の職を失う場合を含む。以下この項において同じ。）による選挙は、前任の監事の任期満了の日の翌日以後に招集された最初の組合会において行う。ただし、理事長が必要と認める場合は、学識経験を有する者から選挙される監事の選挙を当該監事の任期満了の前日に招集された当該任期満了の日に直近する組合会において行うことができる。この場合における前条の規定の適用については、同条中「選挙の日（次条第2項の規定による選挙が行われたときは、第17条本文の規定により選挙された議員の任期の初日）」とあるのは、「前任の監事の任期満了の日の翌日」とする。

9 監事に欠員を生じたときは、その後に招集された最初の組合会において補欠選挙を行わなければならない。

10 前各項に規定するものを除くほか、役員選挙の実施に関し必要な細目は、理事長が定める。

(昭48公告214・平24公告957・一部変更)

(監事の報酬)

第29条 学識経験を有する者のうちから選挙された監事には、報酬を支給する。

2 前項の報酬の額及び支給方法は、組合会の議決を経て理事長が定める。

(役員の旅費)

第30条 第25条の規定は、役員について準用する。

(事務局及び職員)

第31条 組合に事務局を置き、事務局長、主事その他の職員を置く。

2 事務局長、主事その他の職員は、理事長が任免する。

3 事務局長は、理事長の命を受け、組合の事務をつかさどる。

4 主事その他の職員は、上司の指揮を受け、組合の事務に従事する。

5 事務局長、主事その他の職員に関し必要な事項は、理事長が定める。

第4章 組合員

(組合員の範囲)

第32条 組合は、次に掲げる者をもって組合員とする。

(1) 別表に掲げる市町村の職員(法第2条第1項第1号に規定する職員をいい、法第3条第1項第2号に規定する職員を除く。)

(2) 法第140条第1項の規定により組合員であるものとされた者及び公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律(平成12年法律第50号)第11条の規定により法第140条第1項に規定する公庫等職員とみなして組合員であるものとされた者

(3) 法第141条第1項に規定する組合役職員

(4) 法第141条の2の規定により職員とみなされた職員引継一般地方独立行政法人の役職員

(5) 法第141条の3の規定により職員とみなされた定款変更一般地方独立行政法人の役職員

(6) 法第141条の4の規定により職員とみなされた職員引継等合併一般地方独立行政法人の役職員

(7) 法第144条の2第1項の規定により組合員であるものとみなされた者

(昭39公告45・昭49公告243・昭55公告354・昭55公告361・昭57公告392・昭59公告442・昭60公告457・昭61公告481・平14公告773・平16公告815・平20公告899・平22公告921・平27公告1011・一部変更)

(組合員の種別)

第33条 組合員は、一般組合員、短期組合員、市町村長組合員、特定消防組合員、長期組合員、後期高齢者等短期組合員、市町村長長期組合員、継続長期組合員及び任意継続組合員に区分する。

- 2 一般組合員は、次項から第10項までに掲げる組合員以外の組合員とする。
- 3 短期組合員は、法第74条第2項各号に規定する職員である組合員とする。
- 4 市町村長組合員は、市町村長である組合員（第8項に規定する市町村長長期組合員を除く。）とする。
- 5 特定消防組合員は、地方公務員等共済組合施行令の一部を改正する等の政令（昭和61年政令第57号）による改正前の地方公務員等共済組合法施行令（昭和37年政令第352号）附則第9条に規定する特定消防職員である組合員とする。
- 6 長期組合員は、後期高齢者医療の被保険者等（法第2条第1項第2号に規定する後期高齢者医療の被保険者等をいう。以下同じ。）である組合員（次項に規定する後期高齢者等短期組合員を除く。）とする。
- 7 後期高齢者等短期組合員は、後期高齢者医療の被保険者等である短期組合員とする。
- 8 市町村長長期組合員は、市町村長である長期組合員とする。
- 9 継続長期組合員は、前条第2号に掲げる組合員とする。
- 10 任意継続組合員は、前条第7号に掲げる組合員とする。

（昭39公告45・昭49公告243・昭55公告354・昭55公告361・昭59公告442・昭60公告457・昭61公告481・平14公告773・平16公告815・平20公告886・平22公告921・平24公告957・平27公告1011・令4公告1108・一部変更）

第5章 給付

（短期給付）

第34条 組合は、組合員（継続長期組合員を除く。）及びその遺族に対し、法第53条及び第54条に規定する短期給付を行う。ただし、長期組合員、後期高齢者等短期組合員及び市町村長長期組合員に対しては、法第53条第1項第1号から第10号まで、同項第11号から第13号まで及び法第54条に規定する短期給付は行わない。

（昭55公告354・昭60公告457・平14公告773・平16公告815・平20公告886・平21公告906・平27公告1011・令4公告1108・一部変更）

（附加給付）

第35条 組合が法第54条の規定により、附加給付として行う給付は、次のとおりとする。

- （1） 家族療養費附加金
- （2）及び（3） 削除
- （4） 埋葬料附加金
- （5） 家族埋葬料附加金
- （6）及び（7） 削除
- （8） 家族訪問看護療養費附加金
- （9） 削除

2 附加給付の支給手続きに関し必要な事項は、理事長が定める。

（昭47公告192・昭50公告266・昭60公告457・平25公告974・一部変更）

（家族療養費附加金）

第36条 家族療養費附加金は、法第59条の規定に基づき家族療養費を支給する場合におい

て、当該家族療養費に係る療養（法第56条第2項第1号に規定する食事療養（以下「食事療養」という。）及び同項第2号に規定する生活療養（以下「生活療養」という。）を除く。以下同じ。）に要する費用の額から当該療養に要する費用につき家族療養費として支給される額を控除して得た額（法第62条の2の規定に基づき高額療養費が支給される場合にあっては、当該家族療養費に係る療養に要する費用の額から当該療養に要する費用につき家族療養費として支給される額及び当該高額療養費の額を合算した額を控除して得た額）が1件につき2万5,000円（地方公務員等共済組合法施行令（以下「施行令」という。）第23条の3の4第1項第2号又は第3号に掲げる組合員（以下「上位所得者」という。）の被扶養者に係るものにあつては、5万円）を超えるときに支給するものとし、その額は、その超える金額に相当する額（100円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てる。）とする。

- 2 前項の規定にかかわらず、施行令第23条の3の2第1項第1号イからへまでに掲げる金額を合算して高額療養費が支給される場合（同号イからニまでに掲げる金額のみを合算して高額療養費が支給される場合を除く。）における家族療養費附加金は、当該合算額から当該高額療養費の額を控除して得た額が5万円（上位所得者又はその被扶養者に係るものにあつては、10万円）を超えるときに支給するものとし、その額は、その超える金額に相当する額（100円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てる。）とする。ただし、当該合算された施行令第23条の3の2第1項第1号イからへまでに掲げる金額のうち2万5,000円（上位所得者又はその被扶養者に係るものにあつては、5万円）以上のもの（以下この項において「家族高額療養負担額」という。）が1件のみであり、かつ、家族高額療養負担額に合算された家族高額療養負担額以外の金額（以下この項において「家族特定合算対象額」という。）が2万5,000円（上位所得者又はその被扶養者に係るものにあつては、5万円）未満の場合にあつては、家族高額療養負担額と家族特定合算対象額の合計額からこれらに係る高額療養費と家族特定合算対象額の合計額からこれらに係る高額療養費と家族特定合算対象額に2万5,000円（上位所得者又はその被扶養者に係るものにあつては、5万円）を加えた額を控除して得た額に相当する額（100円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てる。）とする。
- 3 前2項に規定する家族療養費附加金は、その金額が1,000円に満たない場合又は組合員がその資格を喪失した後については、これを支給しない。
- 4 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律（平成6年法律第117号）による一般疾病医療費、生活保護法（昭和25年法律第144号）第15条の医療扶助及び健康保険法施行規則（大正15年内務省令第36号）第98条各号に規定する医療に関する給付並びに地方公共団体の条例の定めるところにより公費負担による療養又は療養費の支給を受けることとなる場合は、第1項及び第2項に規定する家族療養費附加金は、その受けることとなる限度において支給しない。
- 5 1件の家族療養費の請求が2月以上の療養に及ぶ場合の第1項、第2項及び前項の規定の適用については、各月分を1件とみなす。

（昭40公告51・昭41公告82・昭45公告157・昭47公告192・昭48公告203・昭48公告223・昭48公告224・昭49公告244・

昭49公告254・昭51公告280・昭52公告301・昭53公告311・昭56公告370・昭58公告415・昭59公告449・昭60公告457・平6公告641・平10公告705・平11公告732・平14公告773・平14公告806・平15公告791・平16公告815・平17公告845・平18公告859・平18公告869・平19公告873・平22公告921・平25公告974・平27公告998・平27公告1011・平30公告1047・一部変更)

第36条の2 削除 (昭60公告457)

第36条の3 削除 (昭60公告457)

(埋葬料附加金)

第36条の4 埋葬料附加金は、法第65条第1項の規定に基づき埋葬料の支給を受けることができるときに、これに附加して支給する。

2 埋葬料附加金の額は、5万円とする。

(昭47公告192・追加、昭48公告214・昭53公告311・平18公告869・一部変更)

(家族埋葬料附加金)

第36条の5 家族埋葬料附加金は、法第65条第3項の規定に基づき家族埋葬料の支給を受けることができるときに、これに附加して支給する。

2 家族埋葬料附加金の額は、5万円とする。

(昭47公告192・追加、昭48公告214・昭53公告311・平18公告869・一部変更)

第36条の6及び第36条の7 削除 (平25公告974)

(家族訪問看護療養費附加金)

第36条の8 家族訪問看護療養費附加金は、法第59条の3の規定に基づき家族訪問看護療養費を支給する場合において、当該家族訪問看護療養費に係る指定訪問看護に要する費用の額から当該指定訪問看護に要する費用につき家族訪問看護療養費として支給される額を控除して得た額(法第62条の2の規定に基づき高額療養費が支給される場合(施行令第23条の3の2第1項第1号イからへまでに掲げる金額を合算して高額療養費が支給される場合を除く。)にあつては、当該家族訪問看護療養費に係る指定訪問看護に要する費用の額から当該指定訪問看護に要する費用につき家族訪問看護療養費として支給される額及び当該高額療養費の額を合算した額を控除して得た額)が1件につき2万5,000円(上位所得者の被扶養者に係るものにあつては、5万円)を超えるときに支給するものとし、その額は、その超える金額に相当する額(100円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てる。)とする。ただし、その金額が1,000円に満たない場合又は組合員がその資格を喪失した後の家族訪問看護療養費附加金については、これを支給しない。

2 第36条第4項及び第5項の規定は、家族訪問看護療養費附加金の支給について準用する。

(平6公告641・追加、平10公告705・平11公告732・平14公告773・平14公告806・平15公告791・平16公告815・平17公告845・平18公告859・平18公告869・平19公告873・平22公告921・平25公告974・平30公告1047・一部変更)

第37条 削除 (平25公告974)

(長期給付)

第38条 組合は、組合員(短期組合員、後期高齢者等短期組合員及び任意継続組合員を除く。)及びその遺族に対し、法第74条に規定する長期給付を行う。

第6章 共同業務 (平19公告873・追加)

(共同業務)

第38条の2 組合は、法第27条第4項の規定に基づき、施行令第17条の2第1項各号に掲げる業務(以下「共同業務」という。)を行う。

(平19公告873・追加)

第7章 福祉事業 (平19公告873・旧第6章線下)

(福祉事業)

第39条 組合は、次に掲げる福祉事業を行う。

- (1) 組合員及びその被扶養者の健康教育、健康相談、健康診査その他の健康の保持増進のための必要な事業
- (2) 組合員の貯金の受け入れ又はその運用
- (3) 組合員の臨時の支出に対する貸付
- (4) 法第112条の2に規定する特定健康診査及び特定保健指導

(昭39公告45・昭44公告144・昭58公告415・昭59公告449・平20公告886・令6公告1144・一部変更)

第8章 掛金及び負担金 (平19公告873・旧第7章線下)

(掛金及び負担金の額)

第40条 組合の短期給付及び福祉事業に要する費用としての掛金及び負担金の額は、組合員の標準報酬の月額及び標準期末手当等の額にそれぞれ次の表に掲げる割合を乗じて得た額とする。

組合員の種別	標準報酬の月額及び標準期末手当等の額と掛金との割合			標準報酬の月額及び標準期末手当等の額と負担金との割合		
	短期給付		福祉事業	短期給付		福祉事業
	短期分	介護分		短期分	介護分	
一般組合員 短期組合員 市町村長組合員 特定消防組合員	1,000分 の54.0	1,000分 の8.25	1,000分の 1.78	1,000分 の54.0	1,000分 の8.25	1,000分 の1.78
長期組合員 後期高齢者等短期組合員 市町村長長期組合員	1,000分 の2.59	—	1,000分の 1.78	1,000分 の2.59	—	1,000分 の1.78

2 組合は、毎事業年度、健康保険法(大正11年法律第70号)第160条第14項に規定する特定保険料率に相当する財源率を定めるものとする。この場合において、組合は、当該定めた財源率について、理事長が定める方法により組合員に周知するものとする。

(昭38公告30・昭39公告45・昭39公告47・昭41公告82・昭41公告91・昭42公告100・昭42公告108・昭45公告157・昭

47公告192・昭48公告214・昭51公告280・昭53公告311・昭55公告361・昭58公告415・昭59公告434・昭60公告457・昭62公告493・平元公告534・平2公告549・平3公告573・平4公告593・平10公告705・平12公告736・平13公告762・平14公告773・平15公告791・平16公告815・平17公告845・平18公告859・平19公告873・平20公告886・平21公告906・平22公告921・平23公告943・平24公告957・平25公告974・平26公告990・平27公告1003・平27公告1011・平28公告1017・平29公告1029・平30公告1046・平31公告1064・令2公告1073・令3公告1090・令4公告1108・令5公告1126・令6公告1144・一部変更)

(任意継続掛金の額)

第40条の2 任意継続組合員に係る短期給付(介護納付金の納付に係るものを除く。)及び福祉事業に係る掛金及び地方公共団体の負担金の合算額を基礎として定款で定める額は、施行令第46条の2第1項第1号の規定による標準報酬の月額(同号に掲げる額が同項第2号に掲げる額を超える任意継続組合員にあっては、同項第1号に掲げる額が38万円を超えるときは38万円。以下「任意継続組合員標準報酬の月額」という。)に1,000分の111.56を乗じて得た額とし、介護納付金の納付に係る掛金及び地方公共団体の負担金の合算額を基礎として定款で定める額は、任意継続組合員標準報酬の月額に1,000分の16.5を乗じて得た額とする。

(昭49公告243・追加、昭51公告280・昭和51公告290・昭53公告311・昭55公告361・昭57公告391・昭58公告415・昭59公告434・昭60公告457・昭61公告481・昭62公告493・平元公告534・平2公告549・平3公告573・平4公告593・平12公告736・平13公告762・平13公告763・平14公告773・平15公告791・平16公告815・平17公告845・平18公告859・平19公告873・平20公告886・平21公告906・平22公告921・平23公告943・平24公告957・平25公告974・平26公告990・平27公告1003・一部変更、平27公告1011・旧第40条の2繰下・一部変更、平28公告1017・一部変更、平28公告1019・旧40条の3繰上、平29公告1029・平30公告1046・平31公告1064・令2公告1073・令3公告1090・令4公告1108・令5公告1126・令6公告1144・一部変更)

第9章 財務 (平19公告873・旧第8章繰下)

(経理単位)

第41条 組合の経理単位は、短期経理、厚生年金保険経理、退職等年金経理、退職等年金預託金管理経理、業務経理、保健経理、宿泊経理、貯金経理及び貸付経理とする。

(昭44公告144・平19公告873・一部変更、平20公告892・旧第42条繰上、平27公告1003・平27公告1011・平29公告1038・一部変更)

(資金の繰入れ)

第42条 令和6年度における地方公務員等共済組合法施行規程(昭和37年総理府・文部省・自治省令第1号)第7条第1項の規定により定款で定める金額は、1,620円とする。

(平20公告892・追加、平21公告906・平22公告921・平23公告943・平24公告957・平25公告974・平26公告990・平27公告1003・平28公告1017・平29公告1029・平30公告1046・平31公告1064・令2公告1073・令3公告1090・令4公告1108・令5公告1126・令6公告1144・一部変更)

(事業計画及び予算又は決算の公告)

第43条 理事長は、事業計画及び予算の作成若しくは変更又は決算についての議決があったときは、当該事業計画及び予算又は決算の要旨を遅滞なく公告しなければならない。

第10章 監査 (平19公告873・旧第9章繰下)

(監査)

第44条 監事は、法第10条第4項の規定により監査を行う場合のほか、毎事業年度少なくとも1回以上期間を定めて、及び必要があると認める場合は、臨時に組合の業務を監査するものとする。

2 監査は、給付の決定その他の処分並びに組合の財産、会計並びに現金及び物品の出納に関する書類帳簿等について組合の業務が法令の規定に基づいて適正に行われているかどうかを検査するものとする。

(平19公告873・平27公告1011・一部変更)

(監査の立会い)

第45条 監事が監査を行う場合には、理事長及び出納役その他の出納職員は、監査に立ち会うものとする。

(平24公告957・一部変更)

(監事の権限)

第46条 監事は、出納役その他の出納職員に対して、現金及び預金通帳、帳簿、証ひょう書類その他の書類の提示並びに事実の説明等を求めることができる。

(監査報告書)

第47条 監事は、監査が終了したときは、遅滞なく次に掲げる事項を記載した監査報告書を作成し、これを理事長及び組合会に提出しなければならない。

- (1) 監査年月日
- (2) 監査の対象となった期間
- (3) 監査事項
- (4) 監査の結果の概況及び意見
- (5) 出納職員に対して直接注意した事項
- (6) その他必要な事項

附 則

- 1 この定款は、昭和37年12月1日から施行する。
- 2 当分の間、第13条第1項の規定の適用については、「代議員の互選」とあるのは「代議員が当該代議員の属する選挙区に属する代議員及び市町村長以外の組合員の議員であった者でその者の退職のさい当該代議員の属する選挙区に属していたもののうちから選挙」とする。

(昭49公告243・追加、昭51公告290・昭53公告323・昭55公告361・昭57公告405・昭59公告444・昭61公告481・昭63公告521・一部変更、平2公告549・旧第3項繰下、平2公告560・平5公告600・一部変更、平11公告732・旧第4項繰上、平26公告992・一部変更、平27公告1011・旧第3項繰上)

- 3 組合は法附則第17条の規定により、一部負担金の額等の払戻し（以下「一部負担金払戻金」という。）を行う。

(昭60公告457・追加、平2公告549・旧第4項繰下、平11公告732・旧第5項繰上、平22公告921・一部変更、平27

- 4 一部負担金払戻金は、各診療月における療養の給付、保険外併用療養費（食事療養及び生活療養に係る部分を除く。）、療養費（食事療養及び生活療養に係る部分を除く。）及び訪問看護療養費に係る一部負担金の額等（法第62条の2の規定に基づき高額療養費が支給される場合にあっては、当該一部負担金の額等から当該高額療養費に相当する額を控除して得た額）が1件につき2万5,000円（上位所得者に係るものにあつては、5万円）を超えるときに行うものとし、その額は、その超える金額に相当する額（100円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てる。）とする。

（昭60公告457・追加、平2公告549・旧第5項繰下、平6公告641・平10公告705・一部変更、平11公告732・旧第6項繰上・一部変更、平14公告773・平15公告791・平16公告815・平17公告845・平18公告859・平18公告869・平19公告873・平22公告921・平25公告974・一部変更、平27公告1011・旧第5項繰上）

- 5 前項の規定にかかわらず、施行令第23条の3の2第1項第1号イからニまでに掲げる金額のみを合算して高額療養費が支給される場合における一部負担金払戻金は、当該合算額から当該高額療養費の額を控除して得た額が5万円（上位所得者に係るものにあつては、10万円）を超えるときに行うものとし、その額は、その超える金額に相当する額（100円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てる。）とする。ただし、当該合算された施行令第23条の3の2第1項第1号イからニまでに掲げる金額のうち2万5,000円（上位所得者に係るものにあつては、5万円）以上のもの（以下この項において「高額療養負担額」という。）が1件のみであり、かつ、高額療養負担額に合算された高額療養負担額以外の金額（以下この項において「特定合算対象額」という。）が2万5,000円（上位所得者に係るものにあつては、5万円）未満の場合にあつては、高額療養負担額と特定合算対象額の合計額からこれらに係る高額療養費と特定合算対象額に2万5,000円（上位所得者に係るものにあつては、5万円）を加えた額を控除して得た額に相当する額（100円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てる。）とする。

（平11公告732・旧第7項繰上・全部変更、平14公告773・平14公告806・平15公告791・平16公告815・平17公告845・平18公告859・平18公告869・平19公告873・平22公告921・平25公告974・一部変更、平27公告1011・旧第6項繰上、平30公告1047・一部変更）

- 6 前2項に規定する一部負担金払戻金は、その金額が1,000円に満たない場合又は組合員がその資格を喪失した後については、これを行わない。

（平22公告921・追加、平27公告1011・旧第7項繰上）

- 7 第36条第4項及び第5項の規定は、一部負担金払戻金について準用する。

（平11公告732・追加、平22公告921・旧第7項繰下・一部変更、平27公告1011・旧第8項繰上）

- 8 一部負担金払戻金の手続に関し必要な事項は、理事長が定める。

（平22公告921・旧第8項繰下・一部変更、平27公告1011・旧第9項繰上）

- 9 組合は、この定款に定める短期給付及び長期給付の事業、福祉事業並びに共同業務のほか、当分の間、次に掲げる事業を行う。

（1）被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成24年法律第63号）附則第75条の2第1項に規定する地方の組合の経過的長期

給付に関する事業（次項において「経過的長期給付事業」という。）

- (2) 地方公務員共済組合等が行う地方公務員等の財産形成事業に関する政令（昭和53年政令第25号）第2条の規定に基づき、同条第1項に掲げる事業その他これに附帯する事業（以下「財形住宅貸付事業」という。）

（平27公告1011・旧第10項繰上・全部変更）

- 10 組合の経理単位については、経過的長期給付事業を行う間、第41条中「退職等年金経理、」とあるのは「退職等年金経理、経過的長期経理、」として同条の規定を適用する。

（平27公告1011・追加、平29公告1038・令3公告1090・一部変更）

- 11 組合の経理単位については、財形住宅貸付事業を行う間、第41条中「及び貸付経理」とあるのは、「、貸付経理及び財形経理」として、同条の規定を適用する。

（昭54公告329・追加、平2公告549・旧第9項繰下、平3公告577・旧第10項繰下・一部変更、平10公告705・旧第13項繰下、平11公告551・旧第14項繰下、平19公告873・旧第15項繰上・一部変更、平20公告892・旧第11項繰上・一部変更、平22公告921・旧第10項繰下）

- 12 理事長は、財形住宅貸付事業を行う間、財形住宅貸付事業に係る事業計画及び予算を作成し、若しくは変更し、又は決算を完結したときは、当該事業計画及び予算又は決算の要旨を遅滞なく公告しなければならない。

（平19公告873・追加、平20公告892・旧第12項繰上、平22公告921・旧第11項繰下）

附 則（昭和38年公告第12号）

この定款は、公布の日から施行し、昭和38年4月1日から適用する。

附 則（昭和38年公告第15号）

この定款は、公布の日から施行し、昭和38年4月1日から適用する。

附 則（昭和38年公告第30号）

この定款は、公布の日から施行し、昭和38年10月1日から適用する。

附 則（昭和39年公告第45号）

この変更は、昭和39年10月1日から施行する。

附 則（昭和39年公告第47号）

この変更は、昭和39年12月1日から施行する。ただし、別表の変更は、昭和39年10月1日から適用する。

附 則（昭和40年公告第51号）

この変更は、昭和39年6月1日から施行する。

附 則（昭和40年公告第56号）

この変更は、公布の日から施行する。ただし、別表の変更は、昭和40年4月1日から適用する。

附 則（昭和41年公告第82号）

この変更は、公布の日から施行し、第36条の改正規定は昭和41年4月1日以降の診療から、第40条の改正規定は昭和41年6月1日から、本巢郡隔離病舎組合の名称変更並びに南濃中学校組合、県立長良高等学校山県分校組合及び稲葉郡衛生施設利用組合の脱退並びに本巢郡衛生施設利用組合の加入は昭和40年4月1日から、揖斐郡青年の家事務組合の加入

は昭和40年9月1日から、恵那郡南部衛生施設利用組合の加入は昭和40年12月1日から、恵那郡北部衛生施設利用組合の加入は昭和41年3月1日から、福岡村の名称変更は昭和41年4月1日から、中津川市外一町防疫組合、南大野衛生施設利用組合の加入は昭和41年5月1日から、それぞれ適用する。

附 則（昭和41年公告第91号）

この変更は、公布の日から施行し、昭和41年4月1日から適用する。

附 則（昭和42年公告第100号）

この変更は、公布の日から施行し、昭和42年4月1日から適用する。

附 則（昭和42年公告第108号）

この変更は、昭和42年12月1日から施行する。ただし、別表の変更は、昭和42年4月1日から適用する。

附 則（昭和43年公告第125号）

この変更は、公布の日から施行し、昭和43年4月1日から適用する。

附 則（昭和44年公告第140号）

この変更は、公布の日から施行し、西濃七か町村競輪組合の名称変更並びに可児郡青年の家事務組合の加入は昭和43年4月1日から、加茂郡坂祝村の名称変更は昭和43年10月1日から、羽島郡消防事務組合の加入は昭和43年12月1日から、美濃加茂市富加村中学校組合、本巣郡五町消防事務組合の加入は昭和44年2月1日から、それぞれ適用する。

附 則（昭和44年公告第144号）

この変更は、昭和44年4月1日から施行する。

附 則（昭和45年公告第157号）

この変更は、公告の日から施行し、変更後の第36条は昭和45年4月1日以降の診療から、第40条は昭和45年度分から適用する。ただし、昭和44年度分までの掛金及び負担金については、なお従前の例による。

附 則（昭和45年公告第163号）

この変更は、公布の日から施行し、笠松競馬場管理組合の加入は昭和44年7月1日から、岐阜県町村競馬組合の名称変更並びに揖斐郡中央消防事務組合、可茂消防事務組合の加入は昭和45年4月1日から、大垣消防事務組合の加入は昭和45年4月25日から、それぞれ適用する。

附 則（昭和45年公告第165号）

この変更は、公布の日から施行し、西濃十一か町村競輪組合の名称変更は昭和45年4月1日から、西濃ごみ処理組合の加入は昭和45年6月1日から、それぞれ適用する。

附 則（昭和46年公告第181号）

この変更は、公布の日から施行し、昭和46年4月1日から適用する。

附 則（昭和47年公告第192号）

この変更は、公布の日から施行し、岐北衛生施設利用組合の加入は昭和46年4月1日から、中津川・恵那広域行政事務組合の加入は昭和46年6月1日から、中濃消防事務組合の加入は昭和46年8月1日から、変更後の第35条、第36条、第36条の2、第36条の3、第36

条の4及び第36条の5の規定は昭和47年4月1日から、それぞれ適用する。ただし、第36条の規定は昭和48年4月1日以降の診療から適用し、昭和47年4月1日以降昭和48年3月31日までの間の診療については、同条第1項及び第2項中「1,000円」とあるのは「800円」と読み替えるものとする。

附 則（昭和47年公告第196号）

この変更は、公布の日から施行し、加子母・東白川学校給食共同調理組合の加入は昭和47年1月1日から、飛驒消防組合、中濃体育館組合、北吉城衛生施設利用組合、大野郡会館組合の加入は昭和47年4月1日から、東濃三市一町伝染病予防組合の名称変更は昭和47年5月1日から、それぞれ適用する。

附 則（昭和47年公告第203号）

この変更は、公布の日から施行し、御嵩町外八か町防疫組合の脱退は昭和47年5月1日から、中津川市外一か町防疫組合の名称変更は昭和47年7月1日から、郡上南部環境衛生施設利用組合の加入は昭和47年8月1日から、郡上衛生組合の脱退は昭和47年8月31日から、郡上広域行政事務組合の加入は昭和47年9月1日から、変更後の第36条の規定は昭和48年1月1日以降の診療から、それぞれ適用する。

附 則（昭和48年公告第214号）

（施行期日）

1 この変更は、昭和48年4月1日から施行する。

（適用区分）

- 2 変更後の第36条の2第2項、第36条の3第2項、第36条の4第2項及び第36条の5第2項の規定は、昭和48年4月1日以後の給付事由に係る出産費附加金、配偶者出産費附加金、埋葬料附加金及び家族埋葬料附加金（以下この項において「出産費附加金等」という。）から適用し、同日前の給付事由に係る出産費附加金等については、なお従前の例による。
- 3 変更後の第40条の規定は、昭和48年4月分以後の掛金及び負担金について適用し、同年3月分以前の掛金及び負担金については、なお従前の例による。

附 則（昭和48年公告第223号）

- 1 この変更は、公布の日から施行し、養南水防事務組合の脱退は昭和48年3月31日から、海津郡消防組合、本巢老人福祉施設事務組合、益田地域広域町村圏事務組合の加入は昭和48年4月1日から、それぞれ適用する。
- 2 変更後の第36条第2項の規定は、昭和48年7月1日以後の療養に係る家族療養費附加金から適用し、同日前の療養に係る家族療養費附加金については、なお従前の例による。

附 則（昭和48年公告第224号）

- 1 この変更は、公布の日から施行し、昭和48年10月1日から適用する。
- 2 変更後の第36条の規定は、昭和48年10月1日以後の診療に係る家族療養費附加金について適用し、同日前の診療に係る家族療養費附加金については、なお従前の例による。
- 3 変更後の第37条第2項及び第3項の規定は、昭和48年10月1日以後に給付事由の生じた災害見舞金附加金について適用し、同日前に給付事由の生じた災害見舞金附加金につ

いては、なお従前の例による。

附 則（昭和49年公告第243号）

この変更は、公布の日から施行し、昭和49年6月25日から適用する。

附 則（昭和49年公告第244号）

この変更は、公布の日から施行し、可児郡御嵩町兼山町中学校組合及び^{本巣郡北方町}岐阜市^{北方}中学校組合の加入は昭和48年4月1日から、西南濃粗大廃棄物処理組合の加入は昭和48年11月1日から、羽島郡岐南町笠松町中学校組合の名称変更は昭和49年2月1日から、揖斐郡消防組合及び岐阜県西濃町村競輪組合の名称変更、本巣郡防疫組合及び岐阜県旧市町村職員恩給組合資産管理組合の脱退並びに本巣郡町村造林組合の加入は昭和49年4月1日から適用し、変更後の第9条第3項の規定は昭和49年12月1日に任期の始まる議員の選挙から適用する。

附 則（昭和49年公告第254号）

- 1 この変更は、公告の日から施行し、西濃環境整備組合の名称変更は昭和49年6月10日から、富加町の名称変更は昭和49年7月1日から、それぞれ適用する。
- 2 変更後の第36条の規定は、昭和50年1月1日以後の診療に係る家族療養費附加金について適用し、同日前の診療に係る家族療養費附加金については、なお従前の例による。

附 則（昭和50年公告第266号）

- 1 この変更は、公告の日から施行し、昭和50年6月1日から適用する。
- 2 変更後の第36条の6の規定は、昭和50年6月1日に現に入院している組合員で同日以後引き続き入院しているものについても適用する。

附 則（昭和51年公告第280号）

- 1 この変更は、公布の日から施行し、多治見市外十三市町村伝染病予防組合の名称変更は昭和49年7月1日から、不破消防組合の加入は昭和51年4月1日から適用する。
- 2 変更後の第36条の規定は、昭和51年2月1日以後の診療に係る家族療養費附加金について適用し、同日前の診療に係る家族療養費附加金については、なお従前の例による。
- 3 変更後の第40条及び第40条の2の規定は、昭和51年4月分以降の掛金及び負担金並びに任意継続掛金について適用し、同年3月分以前の掛金及び負担金並びに任意継続掛金については、なお従前の例による。

附 則（昭和51年公告第285号）

この変更は、公布の日から施行し、昭和51年4月1日から適用する。

附 則（昭和51年公告第290号）

- 1 この変更は、公布の日から施行し、昭和51年7月1日から適用する。ただし、変更後の附則第3項の規定は、昭和51年6月3日から適用する。
- 2 変更後の第40条の2の規定は、昭和51年7月分以後の任意継続掛金について適用し、同年6月分以前の任意継続掛金については、なお従前の例による。

附 則（昭和52年公告第301号）

- 1 この変更は、公布の日から施行し、昭和52年2月25日から適用する。

2 予防接種法及び結核予防法の一部を改正する法律（昭和51年法律第69号）附則第3条の規定の適用を受ける者に対する変更後の定款第36条第3項の規定の適用については、同法附則第3条第1項の規定による給付は、予防接種法第16条第1項の規定による給付に該当するものとする。

附 則（昭和52年公告第302号）

この変更は、公布の日から施行し、昭和52年4月1日から適用する。

附 則（昭和52年公告第305号）

この変更は、公布の日から施行し、可茂公設地方卸売市場組合の加入は昭和52年8月1日から、木曾川右岸地帯水防事務組合の加入は昭和52年8月11日から適用する。

附 則（昭和53年公告第311号）

1 この変更は、昭和53年4月1日から施行する。

2 変更後の第36条の規定は、昭和53年2月1日以後の診療に係る家族療養費附加金について適用し、同日前の診療に係る家族療養費附加金については、なお従前の例による。

3 変更後の第36条の2第2項、第36条の3第2項、第36条の4第2項及び第36条の5第2項の規定は、昭和53年4月1日以後に給付事由の生じた出産費附加金、配偶者出産費附加金、埋葬料附加金及び家族埋葬料附加金（以下この項において「出産費附加金等」という。）について適用し、同日前に給付事由の生じた出産費附加金等については、なお従前の例による。

4 変更後の第40条及び第40条の2の規定は、昭和53年4月分以後の掛金及び負担金並びに任意継続掛金について適用し、同年3月分以前の掛金及び負担金並びに任意継続掛金については、なお従前の例による。

附 則（昭和53年公告第312号）

この変更は、公布の日から施行し、昭和53年4月1日から適用する。

附 則（昭和53年公告第316号）

この変更は、公布の日から施行し、昭和53年4月1日から適用する。

附 則（昭和53年公告第317号）

この変更は、公布の日から施行し、昭和53年4月1日から適用する。

附 則（昭和53年公告第323号）

この変更は、公布の日から施行し、昭和53年5月31日から適用する。

附 則（昭和54年公告第329号）

この変更は、公布の日から施行する。

附 則（昭和54年公告第340号）

この変更は、公告の日から施行し、昭和54年4月1日から適用する。

附 則（昭和55年公告第354号）

この変更は、公告の日から施行し、昭和55年1月1日から適用する。

附 則（昭和55年公告第361号）

この変更は、公告の日から施行し、昭和55年7月1日から適用する。ただし、変更後の附則第3項の規定は昭和55年5月31日から、変更後の別表の規定は昭和55年4月1日から

適用する。

附 則（昭和56年公告第370号）

- 1 この変更は、昭和56年3月1日から施行する。
- 2 変更後の第36条の規定は、昭和56年3月1日以後の診療に係る家族療養費附加金について適用し、同日前の診療に係る家族療養費附加金については、なお従前の例による。

附 則（昭和56年公告第380号）

この変更は、公告の日から施行し、昭和56年4月1日から適用する。

附 則（昭和57年公告第391号）

- 1 この定款の変更は、昭和57年4月1日から施行する。
- 2 この定款の変更の施行の際、現に議員である者の選挙区は、変更後の第9条の規定にかかわらず、昭和57年11月30日までの間は、なお従前の例による。

附 則（昭和57年公告第392号）

この変更は、昭和57年4月1日から施行する。

附 則（昭和57年公告第399号）

この変更は、公告の日から施行し、昭和57年4月1日から適用する。

附 則（昭和57年公告第403号）

この変更は、公告の日から施行し、昭和57年4月1日から適用する。

附 則（昭和57年公告第405号）

この変更は、公告の日から施行し、昭和57年8月7日から適用する。ただし、多治見市外十三市町伝染病予防組合の名称変更は昭和57年5月1日から適用する。

附 則（昭和58年公告第415号）

- 1 この変更は、昭和58年4月1日から施行し、変更後の定款第36条第3項の規定は昭和58年2月1日から適用する。
- 2 老人保健法（昭和57年法律第80号）附則第7条の規定に基づく改正前の老人福祉法第10条の2の規定による老人医療費に係る変更後の定款第36条第3項の規定の適用については、なお、従前の例による。
- 3 変更後の定款第40条及び第40条の2の規定は、昭和58年4月分以後の掛金及び負担金並びに任意継続掛金について適用し、同年3月分以前の掛金及び負担金並びに任意継続掛金については、なお、従前の例による。

附 則（昭和58年公告第424号）

この変更は、公布の日から施行し、昭和58年4月1日から適用する。

附 則（昭和59年公告第434号）

- 1 この変更は、公布の日から施行し、昭和59年4月1日から適用する。
- 2 変更後の第40条及び第40条の2の規定は、昭和59年4月分以後の掛金及び負担金並びに任意継続掛金について適用し、同年3月分以前の掛金及び負担金並びに任意継続掛金については、なお、従前の例による。

附 則（昭和59年公告第442号）

この変更は、公布の日から施行し、昭和59年4月1日から適用する。

附 則（昭和59年公告第444号）

この変更は、公布の日から施行し、昭和59年5月25日から適用する。

附 則（昭和59年公告第449号）

- 1 この変更は、公告の日から施行し、昭和59年10月1日から適用する。
- 2 変更後の第36条第1項の規定は、昭和59年10月1日以後の診療に係る家族療養費附加金について適用し、同年9月30日以前の診療に係る家族療養費附加金については、なお従前の例による。

附 則（昭和60年公告第457号）

- 1 この変更は、昭和60年4月1日から施行する。ただし、第36条第3項を変更する規定及び附則第6項を第10項とし、第5項を第9項とし、第4項を第8項とし、第3項の次に4項を加える変更規定は公告の日から、第32条から第35条までを変更する規定は昭和60年3月31日から施行する。
- 2 変更後の第36条第3項及び附則第4項から第7項までの規定は昭和59年10月1日から適用する。
- 3 変更後の第36条第1項及び第2項の規定は、昭和60年2月1日以後の診療に係る家族療養費附加金について適用し、同日前の診療に係る家族療養費附加金については、なお従前の例による。
- 4 昭和60年3月31日以前の出産に係る出産費附加金及び配偶者出産費附加金については、なお従前の例による。
- 5 変更後の第40条及び第40条の2の規定は、昭和60年4月分以後の掛金及び負担金並びに任意継続掛金について適用し、同年3月分以前の掛金及び負担金並びに任意継続掛金については、なお従前の例による。
- 6 変更後の附則第4項から第7項までの規定は、昭和59年10月1日以後の診療に係る一部負担金の額等の払戻しから適用する。

附 則（昭和60年公告第463号）

この変更は、公布の日から施行し、昭和60年4月1日から適用する。

附 則（昭和61年公告第475号）

この変更は、昭和60年11月1日から施行する。

附 則（昭和61年公告第481号）

- 1 この変更は、公布の日から施行し、昭和61年4月1日から適用する。
- 2 地方公務員等共済組合法の一部を改正する法律（昭和60年法律第108号）附則第36条第1項又は附則第37条第1項ただし書の規定による継続長期組合員については、変更前の第32条の規定は、なおその効力を有する。
- 3 変更後の第38条第2項及び第3項の規定は、昭和61年4月1日以後に給付事由の生じた災害見舞金附加金について適用し、同日前に給付事由の生じた災害見舞金附加金については、なお従前の例による。
- 4 変更後の附則第2項の規定は、昭和61年4月分以後の掛金及び負担金について適用し、同年3月分以前の掛金及び負担金については、なお従前の例による。

附 則（昭和62年公告第493号）

- 1 この変更は、昭和62年4月1日から施行する。
- 2 変更後の第40条、第40条の2及び附則第2項の規定は、昭和62年4月分以後の掛金及び負担金並びに任意継続掛金について適用し、同年3月分以前の掛金及び負担金並びに任意継続掛金については、なお従前の例による。

附 則（昭和62年公告第497号）

この変更は、公布の日から施行し、昭和62年4月1日から適用する。

附 則（昭和63年公告第508号）

この変更は、公布の日から施行し、昭和62年10月1日から適用する。

附 則（昭和63年公告第516号）

この変更は、公布の日から施行し、昭和63年4月1日から適用する。

附 則（昭和63年公告第521号）

この変更は、公布の日から施行し、昭和63年6月21日から適用する。

附 則（昭和63年公告第522号）

この変更は、公布の日から施行し、昭和63年7月1日から適用する。

附 則（平成元年公告第534号）

- 1 この変更は、平成元年4月1日から施行する。
- 2 変更後の第40条、第40条の2及び附則第2項の規定は、平成元年4月分以後の掛金及び負担金並びに任意継続掛金について適用し、同年3月分以前の掛金及び負担金並びに任意継続掛金については、なお従前の例による。

附 則（平成元年公告第537号）

この変更は、公布の日から施行し、平成元年4月1日から適用する。

附 則（平成2年公告第549号）

- 1 この変更は、平成2年4月1日から施行する。
- 2 変更後の第40条、第40条の2、附則第2項及び附則第3項の規定は、平成2年4月分以後の掛金及び負担金並びに任意継続掛金について適用し、同年3月分以前の掛金及び負担金並びに任意継続掛金については、なお従前の例による。

附 則（平成2年公告第559号）

この変更は、公告の日から施行し、平成2年4月1日から適用する。

附 則（平成2年公告第560号）

この変更は、公布の日から施行し、平成2年6月29日から適用する。

附 則（平成2年公告第565号）

この変更は、公布の日から施行し、昭和63年4月1日から適用する。

附 則（平成3年公告第573号）

- 1 この変更は、平成3年4月1日から施行する。
- 2 変更後の第40条、第40条の2、附則第2項及び附則第3項の規定は、平成3年4月分以後の掛金及び負担金並びに任意継続掛金について適用し、同年3月分以前の掛金及び負担金並びに任意継続掛金については、なお従前の例による。

附 則（平成3年公告第577号）

この変更は、公布の日から施行し、平成3年4月1日から適用する。

附 則（平成3年公告第585号）

この変更は、公布の日から施行し、平成3年4月1日から適用する。

附 則（平成4年公告第593号）

1 この変更は、平成4年4月1日から施行する。

2 変更後の第40条、第40条の2及び附則第2項の規定は、平成4年4月分以後の掛金及び負担金並びに任意継続掛金について適用し、同年3月分以前の掛金及び負担金並びに任意継続掛金については、なお従前の例による。

附 則（平成4年公告第599号）

この変更は、公布の日から施行し、平成4年4月1日から適用する。

附 則（平成4年公告第600号）

この変更は、公告の日から施行し、平成4年6月26日から適用する。

附 則（平成5年公告第615号）

この変更は、公告の日から施行し、平成5年4月1日から適用する。

附 則（平成6年公告第619号）

この変更は、平成6年3月14日から施行する。

附 則（平成6年公告第641号）

1 この変更は、公布の日から施行し、平成6年10月1日から適用する。

2 変更後の第36条第1項、第36条の8及び附則第6項の規定は、平成6年10月1日以後の診療に係る家族療養費附加金、家族訪問看護療養費附加金及び一部負担金の額等の払戻しから適用し、同日前の診療に係る家族療養費附加金、家族訪問看護療養費附加金及び一部負担金の額等の払戻しについては、なお従前の例による。

附 則（平成7年公告第648号）

この変更は、公布の日から施行し、平成7年2月1日から適用する。

附 則（平成8年公告第667号）

この変更は、平成8年4月1日から施行する。

附 則（平成8年公告第675号）

この変更は、平成8年7月1日から適用する。

附 則（平成9年公告第687号）

この変更は、公布の日から施行し、平成9年4月1日から適用する。

附 則（平成10年公告第705号）

1 この変更は、公布の日から施行し、平成10年4月1日から適用する。

2 変更後の第36条第1項及び第2項、第36条の8第1項及び第2項、附則第2項、附則第6項及び第7項の規定は、平成10年2月1日以後の診療に係る家族療養費附加金、家族訪問看護療養費附加金及び一部負担金の額等の払戻しから適用し、同日前の診療に係る家族療養費附加金、家族訪問看護療養費附加金及び一部負担金の額等の払戻しについては、なお従前の例による。

附 則（平成10年公告第704号）

この変更は、平成10年4月1日から施行する。

附 則（平成10年公告第706号）

この変更は、公布の日から施行し、平成10年4月1日から適用する。

附 則（平成11年公告第725号）

この変更は、公告の日から施行し、平成11年4月1日から適用する。

附 則（平成11年公告第724号）

この変更は、公告の日から施行し、平成11年4月1日から適用する。

附 則（平成11年公告第731号）

この変更は、公告の日から施行し、平成11年10月1日から適用する。

附 則（平成11年公告第732号）

- 1 この変更は、公告の日から施行し、平成11年9月1日から適用する。
- 2 変更後の第36条第1項及び第2項の規定は、平成11年9月1日以後の診療に係る家族療養費附加金及び家族訪問看護療養費附加金について適用し、同日前の診療に係る家族療養費附加金及び家族訪問看護療養費附加金については、なお従前の例による。
- 3 変更後の附則第5項及び附則第6項の規定は、平成11年9月1日以後の診療に係る一部負担金払戻金から適用し、同日前の診療に係る一部負担金の額の払戻しについては、なお従前の例による。

附 則（平成12年公告第736号）

この変更は、平成12年4月1日から施行する。

附 則（平成12年公告第738号）

この変更は、公告の日から施行し、平成12年4月1日から適用する。

附 則（平成12年公告第746号）

この変更は、公告の日から施行する。

附 則（平成12年公告第752号）

この変更は、公告の日から施行し、平成12年4月1日から適用する。

附 則（平成13年公告第762号）

この変更は、平成13年4月1日から施行する。

附 則（平成13年公告第763号）

この変更は、公布の日から施行する。ただし、別表の規定は、平成13年4月1日から施行する。

附 則（平成14年公告第773号）

- 1 この変更は、公告の日から施行し、平成14年4月1日から適用する。
- 2 変更後の第36条第1項、第2項、第36条の8第1項、附則第5項及び第6項の規定は、平成14年2月1日以後の診療に係る家族療養費附加金、家族訪問看護療養費附加金及び一部負担金の額等の払戻しから適用し、同日前の診療に係る家族療養費附加金、家族訪問看護療養費附加金及び一部負担金の額等の払戻しについては、なお従前の例による。
- 3 変更後の第40条、第40条の2及び附則第2項の規定は、平成14年4月分以後の掛金及

び負担金並びに任意継続掛金について適用し、同年3月分以前の掛金及び負担金並びに任意継続掛金については、なお従前の例による。

附 則（平成14年公告第779号）

この変更は、公告の日から施行する。ただし、岐阜県西濃町村競輪組合、海津郡老人保健施設事務組合の脱退及び羽島郡広域連合の名称変更は平成14年4月1日から、不破准看護学校組合の名称変更は平成14年4月11日から、それぞれ適用する。

附 則（平成14年公告第806号）

この変更は、公告の日から施行し、平成14年10月1日から適用する。

附 則（平成15年公告第791号）

- 1 この変更は、公告の日から施行し、平成15年4月1日から適用する。
- 2 変更後の第36条第1項、第2項、第36条の8第1項、附則第5項及び第6項の規定は、平成15年2月1日以後の診療に係る家族療養費附加金、家族訪問看護療養費附加金及び一部負担金の額等の払戻しから適用し、同日前の診療に係る家族療養費附加金、家族訪問看護療養費附加金及び一部負担金の額等の払戻しについては、なお従前の例による。
- 3 変更後の第40条、第40条の2及び附則第2項の規定は、平成15年4月分以後の掛金及び負担金並びに任意継続掛金について適用し、同年3月分以前の掛金及び負担金並びに任意継続掛金については、なお従前の例による。

附 則（平成15年公告第797号）

この変更は、公告の日から施行し、平成15年4月1日から適用する。

附 則（平成15年公告第802号）

この変更は、公告の日から施行し、平成15年5月1日から適用する。

附 則（平成16年公告第815号）

- 1 この変更は、公告の日から施行し、平成16年4月1日から適用する。ただし、別表の一部改正は、平成16年2月1日から適用する。
- 2 変更後の第36条第1項、第2項、第36条の8第1項、附則第5項及び第6項の規定は、平成16年4月1日以後の診療に係る家族療養費附加金、家族訪問看護療養費附加金及び一部負担金の額等の払戻しから適用し、同日前の診療に係る家族療養費附加金、家族訪問看護療養費附加金及び一部負担金の額等の払戻しについては、なお従前の例による。
- 3 変更後の第40条、第40条の2及び附則第2項の規定は、平成16年4月分以後の掛金及び負担金並びに任意継続掛金について適用し、同年3月分以前の掛金及び負担金並びに任意継続掛金については、なお従前の例による。

附 則（平成16年公告第824号）

この変更は、公告の日から施行し、平成16年3月1日から適用する。ただし、加子母東白川学校給食共同調理組合、不破准看護学校組合、揖斐郡老人福祉施設事務組合の脱退及び揖斐広域連合の加入は、平成16年4月1日から適用する。

附 則（平成16年公告第827号）

この変更は、次の任期満了による選挙から施行する。ただし、別表中「岩村町」、「山岡町」、「明智町」、「串原村」及び「上矢作町」を削る規定は平成16年10月25日から、別

表中「川島町」を削る規定は平成16年11月1日から適用する。

附 則（平成16年公告第835号）

この変更は、公告の日から施行し、平成16年10月25日から適用する。

附 則（平成17年公告第845号）

- 1 この変更中第1条の規定は平成17年2月25日から、第2条の規定は平成17年3月28日から、第3条の規定は平成17年4月1日から施行する。
- 2 変更後の第36条第1項、第2項、第36条の8第1項、附則第5項及び第6項の規定は、平成17年4月1日以後の診療に係る家族療養費附加金、家族訪問看護療養費附加金及び一部負担金の額等の払戻しから適用し、同日前の診療に係る家族療養費附加金、家族訪問看護療養費附加金及び一部負担金の額等の払戻しについては、なお従前の例による。
- 3 変更後の第40条、第40条の2及び附則第2項の規定は、平成17年4月分以後の掛金及び負担金並びに任意継続掛金について適用し、同年3月分以前の掛金及び負担金並びに任意継続掛金については、なお従前の例による。

附 則（平成17年公告第849号）

この変更は、公告の日から施行する。

附 則（平成18年公告第852号）

この変更は、平成18年1月23日から施行する。ただし、別表中「上石津町」、「墨俣町」を削る規定は平成18年3月27日から施行する。

附 則（平成18年公告第859号）

- 1 この変更は、公告の日から施行し、平成18年4月1日から適用する。
- 2 変更後の第36条第1項、第2項、第36条の8第1項、附則第5項及び第6項の規定は、平成18年4月1日以後の診療に係る家族療養費附加金、家族訪問看護療養費附加金及び一部負担金の額等の払戻しから適用し、同日前の診療に係る家族療養費附加金、家族訪問看護療養費附加金及び一部負担金の額等の払戻しについては、なお従前の例による。
- 3 変更後の第40条、第40条の2及び附則第2項の規定は、平成18年4月分以後の掛金及び負担金並びに任意継続掛金について適用し、同年3月分以前の掛金及び負担金並びに任意継続掛金については、なお従前の例による。

附 則（平成18年公告第861号）

この変更は、公告の日から施行する。

附 則（平成18年公告第869号）

- 1 この変更は、公告の日から施行し、平成18年10月1日から適用する。
- 2 変更後の第36条及び第36条の8の規定は、平成18年10月1日以後の診療に係る家族療養費附加金及び家族訪問看護療養費附加金について適用し、同日前の診療に係る家族療養費附加金及び家族訪問看護療養費附加金については、なお従前の例による。
- 3 変更後の第36条の4第2項及び第36条の5第2項の規定は、平成18年10月1日以後に給付事由の生じた埋葬料附加金及び家族埋葬料附加金について適用し、同日前に給付事由の生じた埋葬料附加金及び家族埋葬料附加金については、なお従前の例による。
- 4 変更後の附則第5項及び第6項の規定は、平成18年10月1日以後の診療に係る一部負

担金の額等の払戻しから適用し、同日前の診療に係る一部負担金の額等の払戻しについては、なお従前の例による。

附 則（平成19年公告第873号）

- 1 この変更は、公告の日から施行し、平成19年4月1日から適用する。
- 2 変更後の第36条第1項、第2項、第36条の8第1項、附則第5項及び第6項の規定は、平成19年4月1日以後の診療に係る家族療養費附加金、家族訪問看護療養費附加金及び一部負担金の額等の払戻しから適用し、同日前の診療に係る家族療養費附加金、家族訪問看護療養費附加金及び一部負担金の額等の払戻しについては、なお従前の例による。
- 3 変更後の第40条、第40条の2及び附則第2項の規定は、平成19年4月分以後の掛金及び負担金並びに任意継続掛金について適用し、同年3月分以前の掛金及び負担金並びに任意継続掛金については、なお従前の例による。

附 則（平成20年公告第886号）

- 1 この変更は、公告の日から施行し、平成20年4月1日から適用する。
- 2 変更後の第40条、第40条の2及び附則第2項の規定は、平成20年4月分以後の掛金及び負担金並びに任意継続掛金について適用し、同年3月分以前の掛金及び負担金並びに任意継続掛金については、なお従前の例による。

附 則（平成20年公告第892号）

この変更は、平成20年4月1日から施行する。

附 則（平成20年公告第899号）

この変更は、平成20年12月1日から施行する。

附 則（平成21年公告第906号）

- 1 この変更は、平成21年4月1日から施行する。
- 2 変更後の第40条、第40条の2及び附則第2項の規定は、平成21年4月分以後の掛金及び負担金並びに任意継続掛金について適用し、同年3月分以前の掛金及び負担金並びに任意継続掛金については、なお従前の例による。

附 則（平成22年公告第921号）

- 1 この変更は、平成22年4月1日から施行する。
- 2 変更後の第36条及び第36条の8並びに附則第5項から第8項までの規定は、平成22年4月1日以後の診療に係る家族療養費附加金、家族訪問看護療養費附加金及び一部負担金払戻金について適用し、同日前の診療に係る家族療養費附加金、家族訪問看護療養費附加金及び一部負担金払戻金については、なお従前の例による。
- 3 変更後の定款第40条第1項、第40条の2及び附則第2項の規定は、平成22年4月分以後の掛金及び負担金並びに任意継続掛金について適用し、同年3月分以前の掛金及び負担金並びに任意継続掛金については、なお従前の例による。

附 則（平成23年公告第943号）

- 1 この変更は、平成23年4月1日から施行する。
- 2 変更後の定款第40条第1項、第40条の2及び附則第2項の規定は、平成23年4月分以後の掛金及び負担金並びに任意継続掛金について適用し、同年3月分以前の掛金及び負

担金並びに任意継続掛金については、なお従前の例による。

附 則（平成24年公告第957号）

- 1 この変更は、平成24年4月1日から施行する。
- 2 変更後の定款第40条第1項、第40条の2及び附則第2項の規定は、平成24年4月分以後の掛金及び負担金並びに任意継続掛金について適用し、同年3月分以前の掛金及び負担金並びに任意継続掛金については、なお従前の例による。

附 則（平成24年公告第964号）

この変更は、公告の日から施行し、平成24年4月1日から適用する。

附 則（平成25年公告第974号）

- 1 この変更は、平成25年4月1日から施行する。ただし、第2条の規定は、平成25年10月1日から施行する。
- 2 第1条の規定による変更後の第36条第2項、第36条の8第1項及び附則第6項の規定は、平成25年2月1日以後の診療に係る家族療養費附加金及び家族訪問看護療養費附加金の支給並びに一部負担金の額等の払戻しについて適用し、同日前の診療に係る家族療養費附加金及び家族訪問看護療養費附加金の支給並びに一部負担金の額等の払戻しについては、なお従前の例による。
- 3 平成25年3月31日以前に給付事由の生じた災害見舞金附加金、入院附加金及び結婚手当金については、なお従前の例による。
- 4 第1条の規定による変更後の第40条第1項、第40条の2及び附則第2項の規定は、平成25年4月分以後の掛金及び負担金並びに任意継続掛金について適用し、同年3月分以前の掛金及び負担金並びに任意継続掛金については、なお従前の例による。
- 5 第2条の規定による変更後の第36条第1項及び第2項、第36条の8第1項並びに附則第5項及び第6項の規定は、平成25年10月1日以後の診療に係る家族療養費附加金及び家族訪問看護療養費附加金の支給並びに一部負担金の額等の払戻しについて適用し、同日前の診療に係る家族療養費附加金及び家族訪問看護療養費附加金の支給並びに一部負担金の額等の払戻しについては、なお従前の例による。
- 6 次の表の左欄に掲げる期間の診療について、第2条の規定による変更後の第36条第1項、第36条の8第1項及び附則第5項の規定を適用する場合には、これらの規定中「50,000円」とあるのは、同表の右欄に掲げる字句にそれぞれ読み替えるものとする。

平成25年10月1日から平成26年9月30日まで	30,000円
平成26年10月1日から平成27年9月30日まで	35,000円

- 7 次の表の左欄に掲げる期間の診療について、第2条の規定による変更後の第36条第2項本文及び附則第6項本文の規定を適用する場合には、これらの規定中「100,000円」とあるのは、同表の中欄に掲げる字句に、変更後の第36条第2項ただし書及び附則第6項ただし書の規定を適用する場合には、これらの規定中「50,000円」とあるのは、同表の右欄に掲げる字句に、それぞれ読み替えるものとする。

平成25年10月1日から平成26年9月30日まで	6万円	3万円
--------------------------	-----	-----

平成26年10月1日から平成27年9月30日まで	7万円	3万5,000円
--------------------------	-----	----------

附 則（平成26年公告第990号）

- 1 この変更は、平成26年4月1日から施行する。
- 2 変更後の定款第40条第1項、第40条の2及び附則第2項の規定は、平成26年4月分以後の掛金及び負担金並びに任意継続掛金について適用し、同年3月分以前の掛金及び負担金並びに任意継続掛金については、なお従前の例による。

附 則（平成26年公告第992号）

この変更は、公告の日から施行し、平成26年7月1日から適用する。

附 則（平成27年公告第998号）

- 1 この変更は、公告の日から施行し、平成27年1月1日から適用する。
- 2 適用日前に行われた療養に係るこの定款の規定による家族療養費附加金及び家族訪問看護療養費附加金並びに一部負担金払戻金の支給については、なお従前の例による。

附 則（平成27年公告第1003号）

- 1 この変更は、平成27年4月1日から施行する。ただし、第2条の規定は、平成27年10月1日から施行する。
- 2 第1条の規定による変更後の第40条第1項、第40条の2及び附則第2項の規定は、平成27年4月分以後の掛金及び負担金並びに任意継続掛金について適用し、同年3月分以前の掛金及び負担金並びに任意継続掛金については、なお従前の例による。

附 則（平成27年公告第1011号）

- 1 この変更は、平成27年10月1日から施行する。
- 2 変更後の第40条第1項の規定は、平成27年10月分以後の掛金及び負担金について適用し、同年9月分以前の掛金及び負担金については、なお従前の例による。
- 3 変更後の第40条の2の規定は、平成27年10月1日以後に退職した任意継続組合員について適用する。
- 4 変更後の第40条の3の規定は、平成27年10月1日以後に退職した任意継続組合員について適用し、同日前に退職した任意継続組合員については、なお従前の例による。
- 5 前項の場合において、平成27年10月1日前に退職した任意継続組合員の平成29年4月分から同年9月分までの任意継続掛金に係る変更前の第40条の2の規定の適用については、「施行令第48条第3項各号」とあるのは、「被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律及び地方公務員等共済組合法及び被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律の施行に伴う地方公務員等共済組合法による長期給付等に関する経過措置に関する政令（平成27年政令第347号）第172条第3項の規定により読み替えられた地方公務員等共済組合法施行令等の一部を改正する等の政令（平成27年政令第346号）第1条の規定による改正前の施行令第48条第3項各号」と、「1,000分の120.2」とあるのは「1,000分の100.96」と、「1,000分の13.8」とあるのは「1,000分の13.46」とする。

（平28公告1017・追加、平29公告1029・一部変更）

附 則（平成28年公告第1017号）

- 1 この変更は、平成28年4月1日から施行する。
- 2 変更後の第40条第1項及び第40条の3の規定は、平成28年4月分以後の掛金及び負担金並びに任意継続掛金について適用し、同年3月分以前の掛金及び負担金並びに任意継続掛金については、なお従前の例による。

附 則（平成28年公告第1019号）

- 1 この変更は、平成28年7月1日から施行する。
- 2 平成28年7月1日前に退職した任意継続組合員については、なお従前の例による。

附 則（平成29年公告第1029号）

- 1 この変更は、平成29年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定による変更後の第40条第1項及び第40条の2の規定は、平成29年4月分以後の掛金及び負担金並びに任意継続掛金について適用し、同年3月分以前の掛金及び負担金並びに任意継続掛金については、なお従前の例による。
- 3 第2条の規定による変更後の岐阜県市町村職員共済組合定款の一部変更（平成27年9月29日公告1011号）附則第5項の規定は、平成29年4月分以後の任意継続掛金について適用し、同年3月分以前の任意継続掛金については、なお従前の例による。

附 則（平成29年公告第1031号）

この変更は、公告の日から施行し、平成29年4月1日から適用する。

附 則（平成29年公告第1038号）

この変更は、平成30年1月1日から施行する。

附 則（平成30年公告1046号）

- 1 この変更は、平成30年4月1日から施行する。
- 2 変更後の第40条第1項及び第40条の2の規定は、平成30年4月分以後の掛金及び負担金並びに任意継続掛金について適用し、同年3月分以前の掛金及び負担金並びに任意継続掛金については、なお従前の例による。

附 則（平成30年公告第1047号）

- 1 この変更は、公告の日から施行し、平成29年8月1日から適用する。
- 2 適用日前に行われた療養に係るこの定款の規定による家族療養費附加金及び家族訪問看護療養費附加金並びに一部負担金払戻金の支給については、なお従前の例による。

附 則（平成30年公告第1048号）

この変更は、公告の日から施行し、平成30年4月1日から適用する。

附 則（平成31年公告第1064号）

- 1 この変更は、平成31年4月1日から施行する。
- 2 変更後の第40条第1項及び第40条の2の規定は、平成31年4月分以後の掛金及び負担金並びに任意継続掛金について適用し、同年3月分以前の掛金及び負担金並びに任意継続掛金については、なお従前の例による。

附 則（令和2年公告第1073号）

- 1 この変更は、令和2年4月1日から施行する。
- 2 変更後の第40条第1項及び第40条の2の規定は、令和2年4月分以後の掛金及び負担

金並びに任意継続掛金について適用し、同年3月分以前の掛金及び負担金並びに任意継続掛金については、なお従前の例による。

附 則（令和3年公告第1090号）

- 1 この変更は、令和3年4月1日から施行する。
- 2 変更後の第40条第1項及び第40条の2の規定は、令和3年4月分以後の掛金及び負担金並びに任意継続掛金について適用し、同年3月分以前の掛金及び負担金並びに任意継続掛金については、なお従前の例による。

附 則（令和4年公告第1108号）

- 1 この変更は、令和4年4月1日から施行する。ただし、第3条の規定は、同年10月1日から施行する。
- 2 第1条の規定による変更後の第40条の2の規定は、令和4年1月1日から適用する。
- 3 第2条の規定による変更後の第13条第2項の規定は、この変更の施行日以後初めて行われる任期満了による選挙から適用し、この変更の施行の日の前日までにその期日を公告された選挙に係る補欠選挙については、なお従前の例による。
- 4 第2条の規定による変更後の第40条第1項及び第40条の2の規定は、令和4年4月分以後の掛金及び負担金並びに任意継続掛金について適用し、同年3月分以前の掛金及び負担金並びに任意継続掛金については、なお従前の例による。

附 則（令和4年公告第1112号）

この変更は、令和4年10月1日から施行する。

附 則（令和5年公告第1126号）

- 1 この変更は、令和5年4月1日から施行する。
- 2 変更後の第40条第1項及び第40条の2の規定は、令和5年4月分以後の掛金及び負担金並びに任意継続掛金について適用し、同年3月分以前の掛金及び負担金並びに任意継続掛金については、なお従前の例による。

附 則（令和6年公告第1144号）

- 1 この変更は、令和6年4月1日から施行する。ただし、第1条の規定は、公告の日から施行し、令和5年4月1日から適用する。
- 2 第2条の規定による変更後の第40条第1項の規定は、令和6年4月分以後の掛金及び負担金について適用し、同年3月分以前の掛金及び負担金については、なお従前の例による。
- 3 第2条の規定による変更後の第40条の2の規定は、令和6年3月31日以後に退職した任意継続組合員の同年4月分以後の任意継続掛金について適用し、同日前に退職した任意継続組合員に係る同年4月以後の任意継続掛金の算定については、この変更による変更前の第40条の2中「施行令第46条の2第1項の規定による」とあるのは「この変更の施行の日（以下「施行日」という。）の前日における」と、「1,000分の102.56」とあるのは「1,000分の111.56」と、「同項に規定する」とあるのは「施行日の前日における」と、「1,000分の16.96」とあるのは「1,000分の16.5」と読み替えて、同条の規定を適用する。

別表 (昭39公告47・昭40公告51・昭40公告56・昭41公告82・昭42公告108・昭44公告140・昭45公告163・昭45公告165・昭46公告181・昭47公告192・昭47公告196・昭48公告203・昭48公告223・昭48公告224・昭49公告244・昭51公告280・昭51公告285・昭51公告290・昭52公告302・昭52公告305・昭53公告312・昭53公告316・昭53公告317・昭54公告340・昭55公告361・昭56公告380・昭57公告391・昭57公告399・昭57公告403・昭57公告405・昭58公告415・昭58公告424・昭59公告434・昭59公告442・昭60公告457・昭60公告463・昭61公告475・昭62公告493・昭62公告497・昭63公告508・昭63公告516・昭63公告522・平元公告537・平2公告559・平2公告565・平3公告585・平4公告599・平5公告615・平7公告648・平8公告667・平8公告675・平9公告687・平10公告704・平10公告706・平11公告724・平11公告731・平12公告736・平12公告738・平12公告752・平13公告762・平13公告763・平14公告779・平15公告797・平15公告802・平16公告815・平16公告824・平16公告827・平16公告835・平17公告845・平17公告849・平18公告852・平18公告861・平24公告964・平29公告1031・平30公告1048・令2公告1077・令4公告1112・一部変更)

大垣市、高山市、多治見市、関市、中津川市、美濃市、瑞浪市、羽島市、恵那市、美濃加茂市、土岐市、各務原市、可児市、山県市、瑞穂市、本巢市、飛驒市、郡上市、下呂市、海津市、岐阜市

羽島郡 岐南町 笠松町

養老郡 養老町

不破郡 垂井町 関ヶ原町

安八郡 神戸町 輪之内町 安八町

揖斐郡 揖斐川町 大野町 池田町

本巢郡 北方町

加茂郡 坂祝町 富加町 川辺町 七宗町 八百津町 白川町 東白川村

可児郡 御嵩町

大野郡 白川村

岐阜県市町村会館組合

岐阜県地方競馬組合

可児川防災等ため池組合

東安中学校組合

揖斐川水防事務組合

可茂衛生施設利用組合

養基小学校保育所組合

岐阜県市町村職員退職手当組合

南濃衛生施設利用組合

大垣衛生施設組合

羽島郡広域連合

美濃加茂市富加町中学校組合

揖斐郡消防組合

可茂消防事務組合

大垣消防組合

西濃環境整備組合

岐北衛生施設利用組合
中濃消防組合
中濃地域広域行政事務組合
可児市・御嵩町中学校組合
西南濃粗大廃棄物処理組合
不破消防組合
東濃西部広域行政事務組合
岐阜地域児童発達支援センター組合
可茂公設地方卸売市場組合
木曾川右岸地帯水防事務組合
あすわ苑老人福祉施設事務組合
西美濃さくら苑介護老人保健施設事務組合
もとす広域連合
古川国府給食センター利用組合
揖斐広域連合
岐阜羽島衛生施設組合
岐阜県後期高齢者医療広域連合